

中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

令和7年9月8日

告示第45号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画の策定に当たり、広く意見を聴取し、必要な事項を検討するため、中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、中川村都市計画マスタープラン改定案及び中川村立地適正化計画案について、意見を述べ又は提言を行うこととする。

(組織)

第3条 委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による者
- (3) 都市計画に関する団体の者
- (4) 村議会議員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、地域政策課に事務局を置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開催する委員会は、村長が招集する。